

松戸市 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料 一覧 令和7年4月1日改正

事務の種類	区分			金額		
	建物の用途	評価方法	床面積の合計			
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による認定の申請に対する審査	ア 適合証等を添付して申請した場合	一戸建ての住宅		1件につき 4,700円		
		共同住宅等	300㎡未満のもの		1件につき 9,300円	
			300㎡以上2,000㎡未満のもの		1件につき 19,800円	
			2,000㎡以上5,000㎡未満のもの		1件につき 44,100円	
			5,000㎡以上のもの		1件につき 79,000円	
			300㎡未満のもの		1件につき 9,100円	
			300㎡以上1,000㎡未満のもの		1件につき 15,900円	
			1,000㎡以上2,000㎡未満のもの		1件につき 25,900円	
			2,000㎡以上5,000㎡未満のもの		1件につき 77,600円	
		非住宅の部分	5,000㎡以上10,000㎡未満のもの		1件につき 122,800円	
			10,000㎡以上25,000㎡未満のもの		1件につき 155,100円	
			25,000㎡以上のもの		1件につき 193,800円	
			一戸建ての住宅	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項の表において「省令」という。）第10条第2号イ(1)及びロ(1)によるもの	200㎡未満のもの	1件につき 33,100円
					200㎡以上のもの	1件につき 37,000円
イ ア以外の場合	共同住宅等		省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの	200㎡未満のもの	1件につき 17,000円	
		200㎡以上のもの		1件につき 18,300円		
		省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)によるもの又は同号イ(2)及びロ(1)によるもの	200㎡未満のもの	1件につき 25,200円		
			200㎡以上のもの	1件につき 27,800円		
		省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)によるもの	300㎡未満のもの	1件につき 66,700円		
			300㎡以上2,000㎡未満のもの	1件につき 111,300円		
			2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	1件につき 189,400円		
			5,000㎡以上のもの	1件につき 271,500円		
			省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの	300㎡未満のもの	1件につき 31,900円	
				300㎡以上2,000㎡未満のもの	1件につき 55,000円	
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	1件につき 99,600円					
		5,000㎡以上のもの	1件につき 150,700円			

	非住宅の部分	省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)によるもの又は同号イ(2)及びロ(1)によるもの	300㎡未満のもの	1件につき	50,200円
			300㎡以上2,000㎡未満のもの	1件につき	84,400円
			2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	1件につき	146,900円
			5,000㎡以上のもの	1件につき	214,700円
		省令第10条第1号によるもの	300㎡未満のもの	1件につき	219,800円
			300㎡以上1,000㎡未満のもの	1件につき	275,300円
			1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	1件につき	355,500円
			2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	1件につき	507,300円
			5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	1件につき	624,900円
			10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	1件につき	738,500円
	25,000㎡以上のもの	1件につき	842,500円		
複合建築物	非住宅部分認定相当額に住宅部分認定相当額を加算した額				
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による変更の認定の申請に対する審査	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による認定の申請に対する審査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額に100分の50を乗じて得た額				
備考	<p>(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により同法第53条第1項の規定による認定の申請に併せて、確認の申請書が提出された場合の手数料は、この表を適用して得られた手数料の額に別表第4第1項の表を適用して得られた手数料の額を加算した額とする。</p> <p>(2) 「適合証等」とは、次に掲げる書面をいう。</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が、認定を求める低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号の基準に適合すると評価（登録住宅性能評価機関にあつては、住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住宅部分が認定対象の場合に限る。）して、同法第53条の規定による認定の申請の前に申請者に交付した書面</p> <p>イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級5、等級6又は等級7及び一次エネルギー消費量等級6に適合している場合に限る。）の写し</p> <p>ウ ア及びイに掲げるもののほか、これらに類するものとして市長が別に定めるもの</p>				